

○沖縄県教育委員会会議傍聴人規則

昭和47年6月20日
教育委員会規則第23号

改正 平成5年2月16日教育委員会規則第1号 平成27年3月24日教育委員会規則第4号

沖縄県教育委員会会議傍聴人規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の許可)

第2条 会議は、教育長の許可を受けて傍聴することができる。

2 前項の規定により、会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿（別記様式）に自己の氏名等を記入し、係員の指示により傍聴席に着かなければならない。

(傍聴の不許可)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を許可しないものとする。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物を携帯している者
- (3) 前各号のほか、教育長において傍聴を不相当と認める者

(傍聴人の遵守事項)

第4条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
 - (2) 私語、雑談又は拍手等をしないこと。
 - (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
 - (4) 飲食をしないこと。
 - (5) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により教育長の許可を得た場合は、この限りでない。
 - (6) 前各号に掲げる事項のほか、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- 2 傍聴人は、教育長が傍聴を禁じたとき、又は退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。
- 3 第1項各号に規定するもののほか、傍聴人は、教育長の指示に従わなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年2月16日教育委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月24日教育委員会規則第4号）

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職するものとする場合においては、同項に規定する期間中に限り、第1条の規定による改正後の沖縄県教育委員会公告式規則第2条第1項、同条第2項及び第4条の規定並びに第2条の規定による改正後の沖縄県教育委員会会議傍聴人規則の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の沖縄県教育委員会公告式規則第2条第1項、同条第2項及び第4条の規定並びに第2条の規定による改正前の沖縄県教育委員会会議傍聴人規則の規定は、なおその効力を有する。

別記様式

(傍聴人受付簿)

年月日	傍聴人の住所	職業	年齢	氏名	備考